

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	1
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………	(出納局総務課)	1
訓 令		
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………	(人事課)	2
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	3
北 海 道		
北 海 道 企 業 局 訓 令		
北海道教育委員会		
○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令(企画振興部総務課)		5
北 海 道		
北海道教育委員会 訓 令		
北海道警察本部		
○消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令……………	(くらし安全課)	5
○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………	(経済部総務課)	5
規 則		
機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。		
平成21年3月31日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第51号		
機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則		
(北海道職員倫理規則の一部改正)		
第1条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。		
別表第1第3号中「知事政策部知事室長」を「総合政策部知事室長」に改める。		
(北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則の一部改正)		
第2条 北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場		

合を定める規則(平成18年北海道規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例」を「北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例」に改める。

本則中「北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例(平成18年北海道条例第3号)」を「北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第4号)」に改める。

第2号中「別表」を「別表2の項の右欄」に改める。
(北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道地方薬事審議会条例施行規則(昭和37年北海道規則第55号)の一部を次のように改正する。

第10条中「保健福祉部保健医療局医務薬務課」を「保健福祉部保健医療局医療政策薬務課」に改める。
(北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部改正)

第4条 北海道地方競馬きゅう舎等管理規則(昭和49年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「北海道競馬事務所長(以下「所長」という。)」を「知事」に改める。

第4条第1項及び第2項、第5条から第11条まで、第13条、第14条第1項、第17条、第18条第1項並びに第19条中「所長」を「室長」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「北海道競馬事務所長」を「北海道知事」に改める。

(北海道地方競馬実施条例施行規則の一部改正)

第5条 北海道地方競馬実施条例施行規則(昭和52年北海道規則第64号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「北海道競馬事務所長」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企画振興部地域行政局市町村課長」を「総合政策部地域行政局市町村課長」に改める。

第5条第1項中「出納員」の次に「（以下「本庁出納員」という。）」を加える。

第8条第1項第2号中「部局」を「本庁」に改める。

第43条第2項及び第48条中「又は出納員」を削る。

第55条第2項中「若しくは出納員」を削る。

第66条中「又は出納員」を削る。

第67条第1項中「又は出納員」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項後段」を「前項後段」に改め、「又は前項の規定による通知を受けたとき」を削り、同項を同条第2項とする。

第69条第1項及び第72条中「又は出納員」を削る。

第140条第2号中「出納員」を「本庁出納員」に改める。

第147条第2号中「（公団を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第175条第1項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

第189条中「及び第191条」を「、第191条及び第194条の2」に改める。

第194条の次に次の1条を加える。

（歳入歳出外現金の融通）

第194条の2 会計管理者は、支出のための歳計現金に不足があるときは、歳入歳出外現金を融通して使用することができる。

2 第193条の規定は、前項の規定により歳入歳出外現金を融通して使用する場合について準用する。

第297条第1項中「又は出納員」を削る。

第298条中「当該歳入金の収納事務を所管する」及び「又は出納員」を削る。

第301条中「第67条第3項」を「第67条第2項」に改める。

第302条第1項及び第312条第2項中「又は出納員」を削る。

第322条第1項を次のように改める。

本庁出納員にあっては歳入及び会計管理者の所掌に係る歳出について、部局に置かれた出納員にあっては当該出納員の所掌に係る歳出について、毎月、収入計算書及び支出計算書（部局に置かれた出納員にあっては、支出計算書に限る。）を作成し、その計数を確認の上、その結果を翌月15日までに、収入状況報告書及び支出状況報告書（部局に置かれた出納員にあっては、支出状況報告書に限る。）により、会計管理者に報告しなければならない。

第322条の2、第325条第1項及び第326条第1項中「出納員（本庁にあっては、本庁出納員）」を「本庁出納員」に改める。

第327条第2項中「出納員等」を「本庁出納員、資金前渡員又は歳入歳出外現金等取扱員」に改める。

第338条第2項中「第101条第2項」を「収入更正済通知書、第101条第2項」に改め、同

条第3項中「収入更正済通知書及び」を削る。

第358条第1項第9号中「収入簿、」を削る。

別表第1中「旭川肢体不自由児総合療育センターを中央乳児院」を「旭川肢体不自由児総合療育センター」に、「障害者職業能力開発校を競馬事務所」を「障害者職業能力開発校」に、「教育研究所を理科教育センター」を「教育研究所」に改める。

第14号様式（表面）中「（部局名・出納員）」を削る。

第16号様式第1葉及び第2葉中「出納員等」を「出納員」に改め、同様式第3葉（表面）中「（部局名・出納員）」を削り、同様式第3葉（裏面）中「出納員等」を「出納員」に改める。

第29号様式（表面）中「（部局名・出納員）」を削る。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第147条及び第175条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

訓

令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(北海道自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第1条 北海道自家用電気工作物保安規程(昭和42年北海道訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改める。

別表第1中「企 画 振 興 部 長」を「総 合 政 策 部 長」に改める。

(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

第2条 北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「、中央乳児院」を削る。

(北方領土対策本部規程の一部改正)

第3条 北方領土対策本部規程(昭和59年北海道訓令第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画振興部総務課長」を「総合政策部総務課長」に改める。

(北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正)

第4条 北海道広報・広聴事務処理規程(昭和42年北海道訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「知事政策部知事室」を「総合政策部知事室」に改め、同条第2項中「知事政策部知事室長」を「総合政策部知事室長」に改める。

第5条中「知事政策部知事室」を「総合政策部知事室」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「知事政策部知事室長」を「総合政策部知事室長」に改める。

第8条第3項中「知事政策部知事室」を「総合政策部知事室」に改める。

第11条第2項及び第12条中「知事政策部知事室長」を「総合政策部知事室長」に改める。

(北海道共同研究規程の一部改正)

第5条 北海道共同研究規程(昭和60年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第7条第4項中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改める。

(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

第6条 北海道職員の勤務発明等に関する規程(昭和60年北海道訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改め、同条第3項中「企画振興部科学 I T 振興局科学技術振興課参事」を「総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課参事」に改める。

第18条中「企画振興部科学 I T 振興局科学技術振興課」を「総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課」に改める。

(北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正)

第7条 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程(平成8年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改める。

第9条第1項第1号中「企画振興部科学 I T 振興局情報政策課長」を「総合政策部科学 I T 振興局情報政策課長」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改める。

(北海道診療車運営規程の一部改正)

第8条 北海道診療車運営規程(昭和28年北海道訓令第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉部保健医療局医療政策課長」を「保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室長」に、「「医療政策課長」」を「「地域医師確保推進室長」」に、「保健福祉部保健医療局健康推進課長」を「保健福祉部保健医療局健康安全室長」に、「「健康推進課長」」を「「健康安全室長」」に改める。

第4条第2項及び第4項、第6条第1項及び第2項並びに第8条(見出しを含む。)中「「医療政策課長」」を「「地域医師確保推進室長」」に、「「健康推進課長」」を「「健康安全室長」」に改める。

(北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部改正)

第9条 北海道北洋漁業対策本部設置規程(昭和61年北海道訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画振興部長」を「総合政策部長」に、「企画振興部地域行政局市町村課長」を「総合政策部地域行政局市町村課長」に、「企画振興部地域行政局長」を「総合政策部地域行政局長」に、「企画振興部総務課長」を「総合政策部総務課長」に改める。

(競争入札参加者審査委員会規程の一部改正)

第10条 競争入札参加者審査委員会規程(昭和48年北海道訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「企画振興部長」を「総合政策部長」に改める。

別表中「企画振興部」を「総合政策部」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道訓令第 5 号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中	知事政策部	総務課 知事室秘書課 知事室広報広聴課 知事室国際課 知事室道政相談センター 政策審議局 計画推進局 北海道洞爺湖サミット推進局
	企画振興部	総務課 地域行政局市町村課 地域行政局統計課 地域づくり支援局 地域主権局 科学 I T 振興局科学技術振興課 科学 I T 振興局情報政策課 新幹線・交通企画局新幹線対策室 新幹線・交通企画局交通企画課

知 秘 総 広 報 広 聴 国 相 政 審 計 政 知 北 査	企 総 市 市 村 統 計 支 地 権 権 地 科 技 情 政 新 幹 線 交 企	を	「	総合政策部	総務課 知事室秘書課 知事室広報広聴課 知事室国際課 知事室道政相談センター 政策審議局 計画推進局 科学 I T 振興局科学技術振興課 科学 I T 振興局情報政策課 新幹線・交通企画局交通企画課 新幹線・交通企画局空港活性化推進室 新幹線・交通企画局新幹線対策室 地域づくり支援局 地域行政局（市町村課及び統計課を除く。） 地域行政局市町村課 地域行政局統計課 地域主権局

政 秘 総 広 報 広 聴 国 相 政 審 計 政 知 北 査	に、	「	総務課 保健医療局地域医師確保推進室 保健医療局医療政策課 保健医療局健康推進課 保健医療局食品衛生課 保健医療局医務薬務課 保健医療局国民健康保険課 福祉局ねんりんピック推進室 福祉局福祉援護課 福祉局高齢者保健福祉課 福祉局指導監査課 福祉局障害者保健福祉課	」
--	----	---	--	---

保 医 医 健 食 医 国 ね 福 高 福 障 指	を	「	総務課 施設運営指導課 保健医療局医療政策薬務課 保健医療局地域医師確保推進室 保健医療局健康安全室 福祉局福祉援護課 福祉局高齢者保健福祉課 福祉局障がい者保健福祉課 福祉局ねんりんピック推進室	保 施 医 医 健 福 高 障 ね ん
------------------------------	---	---	--	------------------------

総 運 政 推 全 社 福 福 推	に、「観光のくにづくり推進局」を「観光局」に、「	農政課
-------------------	--------------------------	-----

「農政」を「農政課競馬事業室」に改める。 附 則 この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。	北海道教育委員会訓令第 1 号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年 3 月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北海道警察本部長 鎌 田 聡 消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。 第 3 条第 4 項中「及び知事政策部知事室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
北 海 道 北 海 道 企 業 局 訓 令 北海道教育委員会 北 海 道 北 海 道 企 業 局 訓 令 第 1 号 北海道教育委員会 庁 中 一 般 部 局 北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年 3 月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道公営企業管理者 青 木 次 郎 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令 北海道土地・水対策連絡協議会設置規程（昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。 第 8 条中「企画振興部」を「総合政策部」に改める。 附 則 この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。	北 海 道 北海道教育委員会訓令第 2 号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年 3 月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北海道警察本部長 鎌 田 聡 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。 第 6 条第 2 項中「知事政策部長、知事政策部参事監」を「総合政策部長、総合政策部参事監」に改める。
北 海 道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部 北 海 道	別表中「知事政策部長 知事政策部参事監 企画振興部長」を「総合政策部長 総合政策部参事監」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。